



12 申 3 号

月  
10  
日

「現業機関における柔軟な働き方の

実現について」**説明申し入れ 提出!**

2021年11月5日「現業機関における柔軟な働き方の実現について」提案を頂きました。新設される「統括センター」および「営業統括センター」の設置によって私たちの働き方は大きく変化し、現場の体制や要員、異動に対する考え方も従来から大きく転換する事が予想されます。ただ、そうした中で本施策によって当社のトッププライオリティである安全、そして輸送サービスの低下を招くような事態となつては「当社の持続的な成長」「ヒト起点での新たな価値の創造」を達成することは困難であると考えます。また、具体的な内容とすれば業務の融合、柔軟な働き方のイメージ、フレキシブルな組織（職場）のイメージの実現に関してはこの間、会社説明資料以上は明らかにされていません。現場で働く社員はコロナ禍において現在も一人ひとりがこの危機的状況と向き合い日々努力を重ね続けています。ポストコロナ、安心して働ける、そして働きがいの持てる施策である事が大前提です。また、現在進められている「新たなジョブローテーション」「相互運用」「兼務発令」「多様な働き方」などの施策に対する考え方、整合性についても単なる人事運用の手段とせず、現場の混乱を招くような事態とならないよう目的を明確にしていく必要が求められます。安全・輸送サービスレベルの向上が図れる施策を実現すべく下記のとおり申し入れ団体交渉へ臨みます。

## 申し入れ事項

1. 横浜支社での現業機関における柔軟な働き方の実現について目的を明らかにし施策実施による今後の横浜支社における展望を明らかにすること。
2. 本施策における「究極の安全の追求」「質の高いサービスの提供」に対する考え方を明らかにすること。
3. 他施策、ライフサイクルの深度化、助勤、兼務、相互運用、副業、また新たなジョブローテーションとの整合性、考え方を明らかにすること。



#### 4. 施策内容、実施箇所について

- (1) 目指す姿で示されている業務の融合について具体的に明らかにすること。
- (2) エリア毎の業務実態や職場の規模、立地条件等を考慮するとあるが基準・管理ができる体制について具体的に明らかにすること。
- (3) 各（営業）統括センターにおける指揮命令系統を明らかにすること。
- (4) 働き方の一例として様々な働き方が示されているが乗務割交番、駅、CTCの作業ダイヤについて考え方を明らかにすること。
- (5) 実施箇所での業務の融合に向けた施行のための勤務種別変更など、また共通作業の平準化について明らかにすること。
- (6) フレキシブル欠勤について考え方を明らかにすること。
- (7) 各（営業）統括センターの円滑な運用に関して関係社員への兼務発令、必要な教育について時間、スケジュール、内容を明らかにすること。
- (8) 発令のあり方、担務の指定について委託駅との関係を含めて明らかにすること。
- (9) 現在行われている定例訓練、各種勉強会等について考え方を明らかにすること。
- (10) 各（営業）統括センターにおける拠点の考え方、また貸与品やロッカー等について具体的に明らかにすること。
- (11) 各種手当（都市、職務、乗務員、技能）に関して考え方を明らかにすること。
- (12) 各（営業）統括センターに所属する社員について通勤超勤の支給対象外とあるが、考え方を明らかにすること。
- (13) 過半数代表者について考え方を明らかにすること。

#### 5. 施策実施に向けて問題が発生した時は速やかに労使議論を行うこと。

**単なる人事運用のための施策は認められない！  
解明交渉を通じて「安全」「安心」「働きがい」  
を守り抜こう！**